

県指定の販売サイト以外で学習端末を購入した場合の補助金申請方法の流れについて

申請期間：R8.4.24～9.30

Point!



申請は県の電子申請システムより可能です

- ※電子申請システムだけで申請を完結することができます。
- ※購入補助金の申請期間は9月30日まで「**期限厳守**」となります。申請期間を過ぎるといかなる理由であれ、受付ができません。余裕を持った申請をお願いします。

1 端末等を購入する前に、別紙2【よくある質問・注意事項】を参照し、補助の条件等を必ず確認してください。

別紙2【よくある質問・注意事項】に、よくある質問や注意事項（購入補助の対象とならない事例等）が記載されています。

購入前に、必ず確認してください。

2 県指定の販売サイト以外（家電量販店や通販サイト等）で購入

「学習端末の必要性能等」（県教委HPに掲載）を目安に購入してください。
※保証が充実した県指定の販売サイトの端末との比較をおすすめします。



購入補助金申請の際は端末の宛名入り領収書が必要となります。
(別紙2のQ9を参照)

※宛名入りであれば、レシートタイプの領収書も可。

県教委HP



3 沖縄県電子申請システムにアクセス（方法は2パターン）

1. 上記QRコードを読み取り、ページ下部までスクロールして「沖縄県電子申請システムへのアクセス」のリンクをクリック（またはタップ）
2. 「沖縄県教育委員会」のホームページTOPの、「1人1台端末を活用した学びの推進」をクリックし、ページ下部までスクロールして「沖縄県電子申請システムへのアクセス」のリンクをクリック

4 沖縄県電子申請システムの手続申込

- (1) 「利用者登録をせずに申し込む方はこちら」をクリック。（利用者登録しても可能）
- (2) 説明を読んで「同意する」をクリック。
- (3) 連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」をクリック。
→ 登録したメールアドレスあてに、補助金申請の入力画面のURLが届きます。

5 沖縄県電子申請システムへの入力

メールに届いたURLから開いた入力画面で、必要事項を入力してください。

以下の資料の画像データの添付が必要ですので、あらかじめ撮影してから入力作業を行ってください。

- ①宛名入り領収書（別紙2のQ9を参照）
- ②生徒又は電子申請システムに入力した保護者の通帳等
（金融機関名、支店名、口座名義人及び口座番号が確認できるもの）
- ③学生証
- ④購入した機器の写真（箱から出して本体を撮影してください）

すべて入力し「確認へ進む」をクリック。修正がなければ「申込む」をクリック。

6 申請書等の不備の確認



申込が完了しましたら、教育委員会で審査いたします。

例年、電話やメールでの連絡が取れない家庭があります。申請時には確実に連絡が取れる電話番号及びメールアドレスの入力をお願いいたします。

申請内容に不備があった場合、連絡が取れず、修正ができないまま期限を過ぎますと、購入補助金をお支払いすることができません。あとからの異議申し立ても出来ません。予めご了承ください。

【審査事項例】

- ①記入した氏名、住所に間違いがないか。
- ②宛名入り領収書があるか。
※メルカリ等、匿名のフリマアプリなどでは領収書やレシートが発行されません。
領収書がない場合は、補助対象外となります。
- ③通帳が生徒又は電子申請システムに入力した保護者の氏名になっているか。
- ④送付する画像の文字が確認できるか。光の反射や白ボケで文字が読めなくなっていないか。
- ⑤購入した端末は補助対象の機種（ChromeOS, iOS, Windows, MacOS）であるか。
※Android OSの端末は補助対象外です（学校で使用することもできません）
申請に不備等がある場合は、連絡いたします。
スムーズな支払いのため、速やかな修正をよろしく申し上げます。

7 補助金の振込み

内容を審査後、補助金の交付決定等について、学校を通して文書で通知いたします。

審査等に時間を要するため、補助金の振込みは12月以降～2月末日になる見込みです。

※二重申請や無資格者の申請等による不適切な受給が確認された場合は、補助金の返還を命ずる場合があります。

(別紙2) 端末申請補助のよくある質問・注意事項

端末等を購入する前に、必ずご確認ください。



Q1 県指定の販売サイト**以外**で端末を購入した場合、いつまでに補助金の申請をすればいいですか？

A1 申請期間は、**令和8年4月24日から令和8年9月30日まで**となります。

電子申請システムへの入力を期限内に完了させてください。

申請期限を過ぎた場合、申請を受け付けることはできません。必ず期日前申請をお願いします。



Q2 1年生以外も補助を受けることはできますか？

A2 **補助の対象は、新1年生のみで、1人1回限り**となります。新1年生以外は補助金を受けることはできません。



Q3 県指定の販売サイトで購入した場合も、補助の対象ですか？

A3 県指定の販売サイトでは、県の補助によりあらかじめ**15,000円値引きされた価格**で販売していますので、**補助金の申請は不要**となります。

なお、県指定の販売サイトで端末を購入したうえで、県指定の販売サイト**以外**でも端末等を購入した場合は、二重申請にあたるため、補助金を受けることはできません。



Q4 入学前に購入した場合は、補助を受けることは可能ですか？

A4 **令和8年3月7日以降**に購入した場合は、補助を受けることができます。



Q5 補助金額はいくらですか？

A5 15,000円が補助の上限額となります。補助の対象となる経費が15,000円以上であれば、補助金額は15,000円となり、15,000円未満であれば、その実費額となります。

また、補助金の申請は1人1回限りとなりますので、申請を複数回行い、合計で15,000円の補助を受けることはできませんので、まとめて申請してください。

(例) 10,000円の機器（端末等）を購入して10,000円の補助を受けたあとに、5,000円分の機器（キーボード等）を追加で購入して5,000円の補助を受けるということはできません。



Q6 どのような費用が補助の対象になりますか？

A6 **端末本体（Chrome OS、Windows OS、iPadOS又はMacOSのいずれかを搭載していること）**や**キーボードの購入に係る費用**、購入した端末本体やキーボードの保証に係る費用が対象となります。その他、電子ペンやカバー等は補助対象外です。

※キーボードのみ購入した場合も補助の対象となります。

※保証は、端末本体・キーボードの購入に付帯するものに限りです。

※既に所有する端末の修繕費・保険等は補助の対象になりません。

※デスクトップ型のパソコンなど授業で活用できない端末（デスクトップ用キーボードも含む）は補助の対象になりません。



Q7 Android OSの端末は補助対象になりますか？

A7 文部科学省が指定しているOSがChrome OS、Windows OS、iPadOSとなっているため、**AndroidOSは補助の対象外**としております。セキュリティの観点から**学校での使用もできません**ので上記3 OSよりご選びください。※MacOSは対象としております。



Q8 個人売買（メルカリ、ヤフーオークション等の利用を含む）で中古の端末等を購入してもいいですか？

A8 フリマアプリやネットオークション等で購入した場合、領収書が発行されないことから、**補助の対象になりません**。領収書が発行される実店舗またはネット通販からの購入をお願いいたします。**個人からの端末購入も補助の対象外となります**。（例>領収書の販売者が個人名になっている場合等は不可となります）



Q9 領収書の代わりにレシートを提出してもいいですか？

A9 レシートで代替することはできませんが、宛名が記名できるレシートタイプの領収書であれば問題ありません。**宛名（生徒本人）、購入した日時、機器名、金額及び販売店**が記載された領収書の画像を電子申請で送信してください。
※宛名は保護者名でも構いませんが、**申請書に記載の保護者名と一致**させてください。
※ネット通販などの場合は、領収書、または支払明細書（購入者・購入した機器名・金額・販売者が分かるもの）で代替することも可能です。



Q10 生徒本人または保護者以外の第三者が端末を購入した場合も補助対象になりますか？

A10 主たる生計維持者であれば補助の対象とします。



Q11 ポイントで値引きした場合（又は支払った場合）は、補助対象になりますか？

A11 各種ポイントは、「値引きと認められる経済上の利益」と考えられるため、各種ポイントは値引きであると整理されます。このことから、ポイントにより端末等を購入した場合は、**当該ポイント相当分**は生徒（保護者）の負担経費としてとらえることができないため、**補助の対象になりません**。**※ポイント差引後、自己負担分については補助対象です**。



Q12 コンビニ払いを選択したのですが、納付書はいつ頃届きますか？

A12 コンビニ払いの場合、購入申し込み時に**登録したメールに支払番号が送られてくるため、納付書の送付はありません**。また、購入申し込み後**5日以内に支払いを済ませない場合**、注文が**自動的にキャンセルとなります**ので、ご注意ください。



Q13 携帯電話の契約と合わせて端末を購入する場合は、補助対象になりますか？

A13 以下の条件を満たす場合は補助対象となります。

- ①売買契約であること。（リース契約ではないこと）
- ②契約額のうち、端末価格分（内訳）が明確に確認できること。
- ③分割払いを履行している事実確認ができること。
- ④分割払い完済前に解約した場合にも、端末が所有物として残り、残債務も履行する契約内容であること。（例えば、端末を返還して残債務が免除される内容の場合には補助対象となりません）

※上記内容が確認できる書類（契約書または明細書、口座引落の場合は通帳の写し、振込の場合は振込領収書等）を電子申請する必要があります。



Q14 キーボードは必要ですか？

A14 キーボード入力（タイピング）は、資料の作成などに必要な基本的な操作であり、情報活用能力の向上に欠かせないものです。学習端末についてはキーボード付きのものをご準備ください。タブレットを所持しており、キーボードを新たに購入する際も補助対象です。（Q6）



Q15 Officeソフトを購入する必要はありますか？

A15 沖縄県教育委員会がMicrosoft 365のライセンスを保有していますので、在学中は個人で購入する必要はありません。

※卒業後は、沖縄県教育委員会が保有するライセンスによる利用はできません。



Q16 ウイルス対策ソフトを購入する必要はありますか？

A16 別途ウイルス対策ソフトを購入いただく必要はありません。



Q17 購入する端末は性能以外に確認することはありますか？

A17 セキュリティを確保するため、以下の点に留意が必要です。

ChromeOS端末は、機能改善やセキュリティ対策等のためOSの自動更新機能がありますが、更新の期間が限られています。在学中に更新期間が終了しないことを確認してください。

（自動更新ポリシー<https://support.google.com/chrome/a/answer/6220366>）

WindowsOSは、Windows11以降である必要があります。（Windows10搭載端末はOSをアップグレードしない場合は、校内ネットワークへの接続は不可です）

iPadOSは、最新のOSバージョンにアップデート可能な機種とします。

（令和8年3月4日時点の最新バージョン：iPadOS 26.3.1以上）



Q18 学校が指定したOS以外を購入しても補助されますか？

A18 ChromeOS、Windows11搭載のOS、iPadOSの3OSであれば、補助の対象になりますが、**各学校で指定されたOSの購入**をお願いします。

過去の申請で多く見られた不備等

1 領収書の不備

- ①宛名がない
- ②機種名や型番の記載がない（「商品代として」や「パソコン代として」ではなく、「iPad代として」「Windows端末代として」のように具体的に記載してください）

2 補助対象経費の誤り

- ①Appleペンシル、カバー、Officeソフトなどは補助の対象になりません。
- ②税抜き価格ではなく、税込み価格を記載してください。

3 振込み先の「口座番号」、「支店名」及び「店番」の誤り

特に、ゆうちょ銀行の支店名は、那覇支店などの地名ではなく、「七〇八」等の漢数字となりますので、ご注意ください。

4 住所の記載漏れ

- ①市町村名以下の地名（泉崎など）や番地（〇丁目〇番〇号）の記載漏れ
- ②方書（マンション名・部屋番）の記載漏れ

5 生徒氏名が保護者氏名になっている

生徒氏名が保護者氏名となっている場合は、修正依頼をさせていただく場合があります。

6 購入した端末等の写真に不備

箱から出した状態で、**端末等本体の写真**を添付してください。
箱の写真や通販サイトに掲載されている写真を添付する事例がありました。

7 県指定の販売サイトで購入した端末についての補助金申請

県指定の販売サイトは、補助金額15,000円があらかじめ差し引かれた価格となっております。さらに補助金の申請をすることはできません。

8 電子申請の完了後に送付される「【沖縄県電子申請サービス】到達通知メール」を削除してしまった

整理番号及びパスワードが記載されており、申請内容を修正する際などに必要となりますので、補助金が支給されるまでメールは削除しないでください。

※不備がある場合、修正依頼をすることになります。全ての不備が解消されるまで補助金の支払いはされません。申請時にはミスがないように細心の注意をお願いします。

問い合わせ先：沖縄県教育委員会 教育庁教育DX推進課
TEL：098-894-3265